

災害時における緊急放送に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と日本中央テレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（緊急放送の実施）

第2条 甲は、第3条各号に規定する場合において、乙が編集権を有している自主放送チャンネルに自動的に割り込み、緊急放送を実施するものとする。

（緊急放送の内容）

第3条 甲が定める緊急放送は、次のとおりとする。

- (1) 吉野川市に震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 吉野川市が避難準備情報・避難勧告等を発表した場合
- (3) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害・防災情報を伝達する必要がある場合

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、緊急放送を円滑にするため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、相互に届け出ておくものとする。

（費用負担等）

第5条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

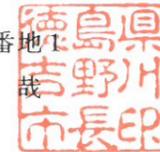
（協議）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月11日

甲 吉野川市鴨島町鴨島115番地
吉野川市長 川真田 哲



乙 吉野川市吉野川市鴨島町上下島440番地
日本中央テレビ株式会社
代表取締役 松本 弘

